

議会報告会での要望・意見に関する事業等の進捗状況調査表

課等の名称 消防防災課

項目	北小野地区 NO.1	災害時の避難勧告の発令基準(降雨量)と降雨量の情報公開					
議会報告会での要望・意見	内容	・塩尻市の避難勧告について、降雨量の基準は。 ・雨量等のデータ確認が、消防詰所で分からないと言われたが、そういったデータの活用が出来ていない。インターネット上で、市民が、容易に情報入手できるシステムづくりができないのか。					
担当部課での対応状況	地元からの要望	1	あり	時期	年度		
		2	なし				
	要望・意見について	1 把握していない	1	今後実施可能	実施時期	年度	
			2	今後実施は困難	具体的な理由	別欄へご記入ください	
		2 把握している	1	把握しているが未実施	具体的な理由	別欄へご記入ください	
			2	実施計画策定	時期	年度	
			3	予算措置	時期	年度	
				予算額		千円	
			4	事業完了	時期	年度	月
				事業に要した額		千円	
5	次年度以降取組み予定						
関係法令・内部規程等 (関連法令があればご記入ください。)	関係法令						
	内部規程						
総合計画との関連 (総合計画との関連があればご記入ください。)	第4章 安全で機能的なまちをともに作る 第1節 安全で安心なまちをつくる 第1項 防災体制を強化します 主な事業 防災システムの整備						
実施困難な理由 (障害となるもの等具体的に記入ください。)							
その他 特記事項 (既に取組んでいる場合、どんな取組みをされているのか、また今後どのような取組みをされる予定があるかなどをご記入ください。)	・塩尻市でも避難勧告等の発令基準を設けておりますが、降雨量だけを発令基準とはしていません。 大雨警報が発表され、近隣で土砂災害の前兆現象が確認された場合など、降雨量とその時の状況を確認して、判断することとしております。 (別紙「避難勧告等に係る発令の判断基準について」参照)  ・塩尻市では、市内8箇所に気象観測装置を設置し、雨量等の観測を行い、その情報を市ホームページで公表しております。 市ホームページ「防災情報」「気象」「市内の気象情報」「気象データはこちらからお入りください。」の順に進んでいただきますと、気象情報が入手できますので、御確認ください。						

## 避難勧告等に係る発令の判断基準について

### 1 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準

#### (1) 避難発令基準

発令の区分	条 件	対象となる箇所
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報<sup>1</sup>が発表され、近隣でわき水や地下水が濁り始めた、量が変わった等の前兆現象が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人家のある土砂災害特別警戒区域箇所 土石流・・・10渓流 急傾斜地・・・111箇所</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報<sup>2</sup>が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人家のある土砂災害警戒区域及び特別警戒区域箇所 土石流・・・96渓流 急傾斜地・・・204箇所</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が確認された場合</li> <li>土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が予想される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件を満たした格子領域及びその周辺の土砂災害警戒区域</li> <li>人家のある土砂災害警戒区域及び特別警戒区域箇所 土石流・・・96渓流 急傾斜地・・・204箇所</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で土砂災害が発生した場合</li> <li>近隣で土砂移動現象、地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の前兆現象が確認された場合</li> </ul>	

#### 1 大雨警報

大雨警報・注意報の基準（長野地方気象台 H22.5.27 現在）

区 分		大雨警報		大雨注意報	
		雨量基準	土壌雨量指数	雨量基準	土壌雨量指数
塩尻	平坦地	時間 40 mm以上	124	時間 25 mm以上	99
	平坦地以外	時間 50 mm以上		時間 30 mm以上	
檜川		時間 60 mm以上	131	時間 40 mm以上	104

2 土砂災害警戒情報・・・大雨注意報、大雨警報に続いて、土砂災害の危険度が高まったときに長野県と長野地方気象台の共同により発表される。地域を概ね5km四方の格子領域に区分し、降雨量と土壌雨量指数の2要素と土砂災害の履歴から、危険と判断される土砂災害発生危険基準線（CL：クリティカルライン）を設定し、2時間先の予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の雨量状況曲線値が、CLを超えると予測した場合に発表される。

(2) 避難勧告等の対象地区及び戸数（区域内に人家等がある地区名と戸数）

地区名	急傾斜地				土石流			
	警戒区域		特別警戒区域		警戒区域		特別警戒区域	
	箇所数	人家数	箇所数	人家数	箇所数	人家数	箇所数	人家数
大門	1	3	1	1	1	11		
塩尻東	19	77	15	18	13	65	2	3
片丘	4	7	5	6	6	1,412	1	1
広丘	5	4						
高出	3	38						
洗馬	55	163	33	61	33	207	3	8
宗賀	26	92	19	62	11	351		
北小野	12	33	13	21	9	513		
櫛川	45	322	25	52	22	540	4	11
合計	170	739	111	221	95	3,099	10	23

## 2 洪水に係る避難勧告等の発令基準

### (1) 奈良井川(洪水予報河川) <sup>1</sup> 避難発令基準

発令の区分	条件	対象となる箇所
避難準備情報	・ 洪水注意報(はん濫注意情報)が発表され、今後も水位上昇が予想される場合	・ 人家のある浸水想定区域箇所 今村橋南東一帯(広丘堅石) 太田橋東西一帯(洗馬太田)
避難勧告	・ 洪水警報(はん濫警戒情報)が発表され、今後ははん濫危険水位に達すると予想される場合	
避難指示	・ 洪水警報(はん濫危険情報)が発表された場合	

#### 1 洪水予報河川・・・奈良井川【塩尻市琵琶橋～松本市島橋】H21.9.3 指定

洪水により国民経済上重大または相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防法の規定に基づき洪水予報河川に指定し、気象庁が流域の降水量を予測し、河川管理者が基準とする地点の水位予測を行い、気象庁と河川管理者が共同で洪水予報として発表する。(根拠法：水防法第10条第2項、第11条第2項)

#### 洪水予報の種類と水位危険度レベル

洪水予報		水位危険度レベル	
洪水警報	はん濫発生情報	レベル5	はん濫が発生
	はん濫危険情報	レベル4	はん濫危険水位超過
	はん濫警戒情報	レベル3	避難判断水位超過
洪水注意報	はん濫注意情報	レベル2	はん濫注意水位超過
		レベル1	水防団待機水位超過

#### 基準地点と水位

水位区分	塩尻市琵琶橋(長野県河川課)	松本市新橋(長野地方気象台)
はん濫危険水位	2.80m	3.02m
避難判断水位	2.60m	2.40m
はん濫注意水位	1.30m	1.90m
水防団待機水位	1.10m	1.50m

### (2) 避難勧告等の対象区及び戸数

区名	浸水想定区域	区域内戸数
広丘堅石区	今村橋南東一帯	18
洗馬太田区	太田橋東西一帯	47

参考 避難情報の標準的な意味合い

避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味（長野県地域防災計画より）

避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</li> </ul>

避難情報等の発令時の状況と住民に求める行動（県作成のマニュアル例より）

発令区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する（避難支援者は支援行動を開始する）</li> <li>上記以外の者は家族等との連絡や非常用持出品の用意等避難準備を開始する</li> <li>今後の天候の悪化、夜が近づく、浸水が広まるなどの状況から必要と判断する住民が自主的に避難を開始する</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始する</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難中（避難勧告等の発令後）の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する</li> <li>未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移る</li> <li>災害発生までに避難が完了するいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる</li> </ul>